

議 長 日程第1「議案第24号松田町行政協力委員に関する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆様おはようございます。定例会2日目、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議案第24号松田町行政協力委員に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。非常勤の特別職である行政協力委員に関して、現在の職務内容やほかの職との関係を鑑み、当該委員の設置根拠を条例とすることで、地方公務員法における位置づけを変更し、特別職としての身分を明確にするため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第24号松田町行政協力委員に関する条例につきまして御説明させていただきます。

それでは、議案を1枚おめくりください。この松田町行政協力委員に関する条例は、新規条例となりますので、各条ごとに朗読させていただき、その後、要点を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、第1条、目的といたしまして、この条例は、松田町行政協力委員の設置、組織及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。第1条では、本条例を制定する目的として、松田町行政協力委員の設置、組織及び運用に関する事項を定める旨を規定しております。

第2条、設置といたしまして、町と町民の緊密な連携を行い、町政の健全な発展と円滑な運営及び住民福祉の向上を図るため、自治会ごとに松田町行政協力委員を設置する。第2条では、行政協力委員を設置する根拠について規定しております。

第3条、委嘱。行政協力委員は、各自治会において選出された自治会長をもって町長が委嘱する。第3条では、各自治会の自治会長が行政協力委員となり、町長により委嘱を行う旨を規定しております。

第4条、任期といたしまして、行政協力委員の任期は当該自治会長の在任期間とする。第4条では、行政協力委員の任期について規定しております。

第5条、身分といたしまして、行政協力委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に該当する非常勤の特別職とする。第5条では、行政協力委員の地方公務員法上の位置づけを明確に規定するため、同法の第3条第3項第2号に該当する旨を規定しました。

第6条、職務といたしまして、行政協力委員は行政連絡事務その他目的達成のため、次に掲げる事務を処理する。1、行政上必要な伝達事項を自治会内の町民に周知させ、またはこれを取りまとめること。2、行政上必要となる簡易な調査、報告及び取り次ぎに協力すること。3、その他自治会内の住民の福祉増進及び教育増進並びに地域の環境整備に協力すること。第6条では、行政協力委員の職務に関して、1号から3号にかけて具体的に明文化し、規定するものでございます。内容については、今まで行政協力委員の方に担っていただいているものからは変更はありません。従前の事務量から増減が伴う規定でもありません。

第7条、指導及び助言といたしまして、町長は事業等の実施に当たり、必要があるときは行政協力委員に指導及び助言を求めることができる。第7条では、特別職である行政協力委員の立場として、第6条に規定した職務のほか、町から各事業等に関する諮問機関的な役割を担う旨を明確にする規定でございます。本条も従前の事務量から増減が伴う規定ではございません。

第8条、報酬といたしまして、行政協力委員に対する報酬は松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定による。第8条ではですね、年額報酬を支給する根拠の条例を示す規定です。

第9条、副行政協力委員としまして、行政協力委員を補佐し、行政協力委員が事故あるときにその職務を代理させるために、各自治会に副行政協力委員を置く。2、副行政協力委員は、各自治会の副自治会長をもって充てることとし、原則1名とする。ただし、自治会の世帯数が200世帯を超える場合は、2名置くことができる。3、前項に定めるもののほか、地域の事情により町長が認め

た場合は副行政協力委員を増員することができる。4、副行政協力委員の任期については、第4条の規定を準用する。ただし、委嘱状の交付は省略する。第9条では、各自治会の副自治会長を副行政協力委員として、行政協力委員を補佐し、場合により代理となる旨を規定しております。

第10条、守秘義務といたしまして、行政協力委員及び副行政協力委員は、職務上知り得た秘密及び個人情報を第6条及び第7条の規定に基づく活動に活用し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。第10条では、特別職は地方公務員法34条に規定される秘密を守る義務の適用がないことから、規定するものでございます。

第11条、委任といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。第11条では、ほかの条例と同様に委任規定を設けるものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。また、第2号の松田町行政協力委員設置に関する規則は廃止させていただくものです。

なお、参考資料1は5月の全員協議会の資料でございます。参考資料2は松田町行政協力委員に関する規則を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5 番 田 代 この件については、総務文教常任委員会に付託して詳細詰められると思います。私、産業厚生ですので、この場で1点だけ質問させていただきます。たしかこの行政協力委員に関する条例、これについては昨年提案されて取り下げております。再度提案されて、また取り下げされていると思います。簡単に、一番当初ので結構です。当初の提案に対して、今回3回目の提案、どのように変わったのか。条例については一つ一つ今、総務課長から説明ありましたけれどね、

取下げ、取下げって再度3回目出された。じゃあ、その違いは何なのかということをお簡潔にお答えください。お願いします。

総務課長 今、田代議員の質問にお答えします。一番初めの当初はですね、会計年度職員などの法律が改正…地方公務員法の法律が改正されたことにより、今まで行政協力委員がですね、今度は私的なボランティア、私人扱いということで、法律のほうが変わったということで、それで行政協力委員の位置づけをそのような形で私的ボランティアということでさせていただくという形で条例のほうを上げさせていただいたんですが、その条例を取下げさせていただいて、また再度、再考させていただきました。その後ですね、また再度、町のほうで、やはり法律の趣旨と照らし合わせて行政協力委員の位置づけをどうするかという、内部で調整をさせていただいたんですが、やはり法律の趣旨にのっとって行政協力委員を法律の位置づけと同じような形でさせていただきたいということで、再度同じ内容で私人という形の扱いで上程をさせていただきましたが、そちらのほうについてもちょっとやはり内容を再精査しなければいけないということで、再考させていただきたいということで取下げさせていただいて、その年の3月にですね、現状として行政協力委員を今現在の公務員法の第3条第3項の規則にのっとった形での位置づけで今、させているような状況でございます。以上です。

5 番 田 代 このとき上程されたときに、多分1回目だと思うんですけども、私、本山町長に周りの状況はどうなんだと。上郡というのはやっぱり一つのエリアですから、周りのことも見ながらやらないと、これちょっと、これから心配ですねという発言をしました。そのとき本山町長は、いや、松田独自なんだよと。私は私の町のことでやるんだということで提案されたはずですよ。そういう回答いただいています。その次もそういう形で提案されて、取り下げてしまった。今回は、それをある程度改めてというふうなことだと思うんですけども、ここで整理させてもらいますと、まず1点目が、早野総務課長、じゃあその条文がどこが変わったというのを端的にもう少し。

それと2点目に、本山町長、冒頭お話しした松田独自のものだ。そういうふ

うにお話しされましたけれども、今はこれ、周りの町と比べていかなものなのかなと。その辺について御回答お願いしたいと思います。

総務課長 ただいま田代議員の質問にお答えさせていただきます。今現在の位置づけは、先ほど私が申しましたように、地方公務員法第3条第3項第3号ということで、位置づけとしましては臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等に該当するような内容でございます。それを今回この条例で第3条第3項第2号、これは執行機関の委員及び執行機関の附属機関である委員及び委員会の構成員という形の…（私語あり）分かりました。すみません。規則と変わったところということでよろしいでしょうか。分かりました。第7条の指導及び助言というところが新規に追加をさせていただいているところと、あともう一つが、第10条の守秘義務を追加させていただいております。

それとですね…そうですね、その2点でございます。以上でございます。

町長 町独自のものということでありますので、ほかの町はどうこうは、私自身が確認はちょっとしてませんけども、私自身はこの条例についてはですね、当初からですけどね、松田町の交通指導隊等が独自でありますので、それと同じでいいんじゃないかとずっと思っていたんですけども、やっぱりうまくその辺がかみ合わなくて、前回、やりとりをさせてもらいながら、最終的には規則で収まったということでありました。それを今回は、やはり行政協力委員の方々のあれだけの努力をと、いろいろお務めのことを考えれば、町独自として条例化するのが適切ではないかということで、今回提案をさせていただいているということでございます。以上です。

5 番 田 代 先ほど総務課長から説明ありましたように、前は私人、ボランティア扱い。それが今回は地方公務員法に準ずる扱いと。私はそれが大正解だと思います。それで、特に自治会というのはやっぱり行政の一番の基本なんですよ。自治会がたくさんあって、連合体になったのが松田町なんですよ。ですから、自治会長とは本当に行政のパイプをうまくしてやって、誤解のないように、これからは運営をお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 委員会付託ということの中でですね、その前提となります今回の条例の中の一番最後に、附則の下にですね、行政協力委員設置に関する規則は廃止するとなっています。この中で参考資料の2に書かれているこの松田町行政協力委員設置に関する規則、これを廃止するというふうに理解しました。であれば新しい規則もですね、必要ではないかなというふうに思います。委員会審議までにですね、対応できるかどうかをお伺いいたします。

総 務 課 長 こちらのほうの規則を廃止で、新しい今回の条例に伴う規則を新しくそろえるということでしょうか。分かりました。（私語あり）（「作るか、作らないか。」の声あり）作ります。（「であれば委員会審議までに。」の声あり）分かりました。作ります。

議 長 用意のほうをよろしくお願いします。ほかにはございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題になっています議案第24号松田町行政協力委員に関する条例については、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。